

「手話サークル みんなの手」会則

第1条 (名称)

本会を「手話サークル みんなの手」と称する。

第2条 (目的)

本会は手話を覚え、広める活動を通じて健聴者と障がい者の人間関係を深めることを目的とする。

第3条 (事務所)

本会の事務所は、会長宅に置く。

第4条 (会員)

本会は誰でも会員になることができる。

第4条の1 (会員の資格)

会員の資格は所定の申込用紙に記入し、会費を納入後、直ちに資格が生じる。

第4条の2 (会員資格の継続)

会員は会費の納入により、自動的に継続される。

第4条の3 (会員資格の喪失)

会員は1年間の会費の未納により、会員資格を喪失される。

第4条の4 (脱会)

会員が会を脱会する時は、脱会の意を役員に申し出なければならない。

第5条 (活動)

本会は第2条を達するため、次の活動を行う。

- (1) 学習会・・・手話・指文字・手話コーラス・その他
- (2) 講演会
- (3) 交流会・・・野外活動・研修会
 対外参加・・・荒聴協・荒青連
- (4) サークル会報
- (5) 手話通訳
- (6) その他

第6条 (会費)

本会会員は年会費1,200円を納入する。

第7条 (役員)

本会は次の役員を置く。

会長1名 副会長2名 会計1名 会計監査1名
手話学習4名 広報2名 レク企画3名

第7条の1 (役員任期)

役員任期は、1年とする。ただし、留任は妨げない。

第8条（会議）

本会の会議は次の通りとする。

- (1) 役員会議（原則として、隔月1回）
- (2) 役員改選（年1回）
- (3) 定期總會（年1回）

第9条（その他）

本会の目的に反するような行為をした者は、役員会議の結果、除名することができる。

付則 本会則は昭和55年6月28日から実施する。

会則の変更

昭和62年4月26日一部改正

平成 5年4月 2日一部改正

平成11年4月 2日一部改正

平成12年4月 7日一部改正